

第1編 総論

第1章 基本計画の概要

第2章 策定に当たっての前提

第1章 基本計画の概要

第1節 基本計画の位置付け

調布市は、まちの将来像やまちづくりの基本理念、基本目標を掲げる調布市基本構想と、基本構想を具現化するための施策や主要事業等を一体的に示す調布市基本計画で構成する調布市総合計画に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

従前の総合計画（平成25年度～令和4年度）の計画期間においては、平成24年8月の京王線地下化を契機として、調布、布田、国領の3駅周辺における南北一体の都市基盤整備や駅前広場整備に取り組むほか、調布駅周辺における大型複合商業施設の開業と合わせた街のにぎわい創出につなげるなど、ソフト・ハード面で中心市街地のまちづくりを目に見える形で着実に前進させてきました。本計画期間においては、調布駅前広場や鉄道敷地整備が完了することにより、これまでの中心市街地における諸事業の成果が実を結ぶ大きな節目を迎えることとなります。

こうした調布のまちの骨格づくりの着実な推進と併せて、市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調とした市政運営に継続的に取り組んできました。子ども・福祉分野においては、制度改正等に伴う新たな課題にも的確に取り組み、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や、困難を抱える子ども・若者への総合支援のほか、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の充実に向けた取組の推進など、関連施策を有機的に連携させながら、適切な対応を図ってきました。また、この間、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会という世界最大級のスポーツイベントが相次いで市内でも開催され、これらの大会を契機としたまちづくりへの多面的効果をもたらす有形・無形のレガシー創出に向け、多様な主体と連携し、様々な取組を展開してきました。

一方で、令和元年台風第19号の際には、市制施行以来、初めての避難勧告（令和3年5月の災害対策基本法の改正により「避難勧告」は廃止され、現在は「避難指示」となっています。）を発出する中、市内でも多くの家屋で浸水等の被害が生じた経験と教訓を踏まえ、防災・減災対策の改善・強化に取り組みました。また、未だ収束の見通しが不透明であり、世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症は、今も市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしていることから、引き続き、感染動向に応じた継続的な対応が求められます。

他方、高齢化の一層の進行に伴う人口構造の変化や世界情勢の影響による先行き不透明な景気動向など、市政を取り巻く環境は厳しさを増しています。市財政については、現行の総合計画期間において、健全性は維持しているものの、今後、市税をはじめとする主要な一般財源の大幅な伸びは期待できないものと見込まれます。

その他、市政を取り巻く状況の中長期的な展望として、団塊の世代の高齢化に伴う2025年問題のほか、2030年はSDGsの目標年度であり、かつ、東京都では、カーボンハーフを目指しています。こうしたことに加え、一般道での自動運転の運用の取組が更に進められる動きがあるほか、鉄道分野では、2027年を目途にリニア中央新幹線の開業も予定されています。

このような市政を取り巻く状況を踏まえ、2030年代の中長期的な将来を展望しつつ、基本構想に掲げたまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向けて、未来へつなげる計画的なまちづくりを進めていくため、今後の4年間を計画期間とする基本計画（令和5（2023）年度～令和8（2026）年度）を策定するものです。

本基本計画では、従前の基本計画（令和元年度～令和4年度）における基本的な枠組みを継承しつつ、各施策・事業の取組状況やそれらを取り巻く環境を踏まえ、分野ごとに現状や課題を整理するとともに、基本的な施策を体系的に示します。また、各施策における基本的取組に加え、主要な事業の内容及び規模の概要を一体的に示し、基本計画の実効性を確保します。

あわせて、こうした分野別の計画に位置付ける各施策・事業を着実に推進していくため、市政経営の2つの基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」、「効果的・効率的な行財政運営の推進」を踏まえ、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくこととして、調布市基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱とする各種制度、仕組み等の見直し、改革・改善の具体的な取組についても、従前と同様に行革プランとして基本計画において一体的に位置付け、不断の行財政改革に取り組むものとします。

基本計画の全体概要

まちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」

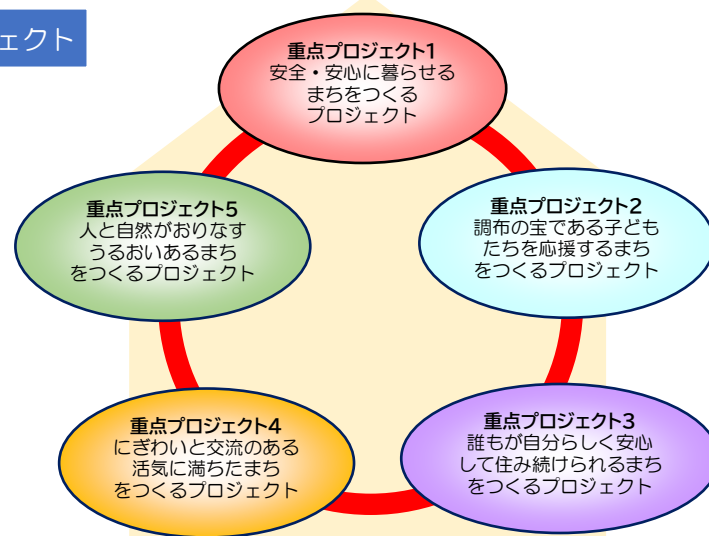
まちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢

市民が主役のまちづくり

市民のための市役所づくり

計画的な行政の推進

5つの重点プロジェクト



市政経営の2つの考え方

参加と協働のまちづくり

持続可能な市政経営

第2節 計画策定の視点

基本計画については、基本構想に掲げたまちの将来像『ともに生き ともに創る 彩りのまち調布』の実現につなげる観点から、策定の視点を整理しています。

(1) 困難を抱える市民に対する継続的な生活支援

『ともに生き』

社会経済状況の激しい変化の中で、市政の第一の責務として、市民の安全・安心の確保と困難を抱える市民に対する継続的な支援に取り組みます。市民に最も身近な基礎自治体として、市民に寄り添い、市民生活に安心感をもたらすことができるよう『人にやさしいまち』を目指します。また、「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を標ぼうし、多様な主体と連携した取組を『共生社会の充実』につなげていきます。

(2) 多様な主体が連携した参加と協働による共創のまちづくり

『ともに創る』

先行き不透明で将来の予測が困難な時代において、多様化・複雑化している行政課題や市民ニーズに対応していくため、これまで実践を重ねてきた参加と協働のまちづくりを更に発展させ、企業・大学・NPO等を含む多様な主体との連携により、それぞれが持つ知見や技術、ノウハウを生かしながら、ともに考え、ともに行動し、地域課題の解決に取り組みます。

(3) 調布のまちの骨格づくりを基盤とした多彩な魅力に満ちたまちづくり

『彩りのまち調布』

京王線の地下化を契機に南北一体の都市基盤整備に取り組んできた中、本基本計画期間中には、調布駅前広場及び鉄道敷地整備が最終段階を迎えるなど調布のまちの骨格づくりは大きな節目を迎えます。これまでのまちづくりの成果を基盤としながら、世界最大級のスポーツ大会を契機としたまちづくりへの多面的効果をレガシーとして、継承・発展させていくため、スポーツ、文化芸術、産業・観光など多彩な地域資源を生かした魅力に満ちたまちを目指します。あわせて、公共施設マネジメントや、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組、行政のデジタル化の推進など、市政の重要課題への確に対応していくことで、新たな時代のまちづくりを進めます。

(4) 行政改革と一体的な取組の推進

将来像を実現するための施策・事業の推進を支える

市政経営の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」と「効果的・効率的な行財政運営」を踏まえ、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、最少の経費で最大の効果をあげるための具体的な取組を示す行革プランを分野別計画との両輪で推進します。

第3節 基本計画の計画期間

基本計画の計画期間は、市長の任期との連動性を考慮し、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とします。

図 基本計画の計画期間

年度	和暦 (西暦)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
基本構想	基本構想（8年間）								
基本計画	前期基本計画（4年間）					後期基本計画（4年間）			
市長任期	→					→			

第4節 基本計画の構成

基本計画は、以下の5つの編で構成しています。

第1編 総論

基本計画の位置付けや計画期間、構成などの基本計画の概要を示すとともに、基本計画の策定に当たっての前提となる、人口、財政、土地利用の観点から、今後のまちづくりに向けた現状や課題を整理しています。

第2編 5つの重点プロジェクトと施策の推進、成果向上の視点

基本構想に掲げたまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」をより効果的・効率的に実現していく上で、計画期間内に特に重点的に取り組むべき主要事業を5つの重点プロジェクトとして位置付け、計画を推進していきます。

また、各施策の横断的連携による相乗効果を視野に、多様な主体と連携、協力して取り組むことにより、更なる施策の推進、成果向上につなげていきます。

第3編 分野別計画^{※1}

基本構想に示したまちづくりの基本理念や8つの基本目標に沿って、分野別の将来像の具現化に向けた施策の方向や基本的取組、主要な事業などを体系的に示しています。

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）^{※2}

基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱に、調布市における行政改革の具体的な取組を示しています。

第5編 地域別計画^{※3}

東部・北部・南部・西部の各地域の特性を踏まえ、今後のまちづくりの基本方向を示しています。

※1 第3編（分野別計画）においては、施策を構成する基本的取組ごとに、主要な事業の概要を示します。この基本計画（素案）では、基本計画事業候補として、各事業の事業名と事業の内容を掲載しています。重点プロジェクト事業を含む各事業の選定と計画期間（4年間）における年度別計画（年度ごとの取組内容及び計画事業費）については、今後、中期的な財政フレームや令和5（2023）年度予算編成を踏まえ、示していきます。

※2 第4編（行革プラン2023）も第3編と同様に、計画期間における個別プランの年度別計画については、今後示していきます。

※3 第5編（地域別計画）は本素案では、掲載していません。今後、中期的な財政フレームや令和5（2023）年度予算編成を踏まえ、分野別計画の取組内容と併せて検討し、示していきます。